

理 由 書

1 市街化区域における農地の状況

本市では、昭和 43 年に施行された都市計画法により創設された線引き制度に基づき、昭和 46 年 3 月 31 日に優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分された。

それ以降、市街化区域は、人口増加やモータリゼーションの進展などに伴う社会の要請に応えるため拡大が進められるとともに、区域内の農地等が宅地に転用されることで新たな市街地を形成し、本市の発展と市民の生活利便性の向上を下支えしてきた。

こうした宅地への転用に伴い、市街化区域内の農地の面積は、平成 9 年度では旧柳津町を含め約 1,850ha であったが、平成 29 年度には約 1,128ha まで減少している。

2 都市計画決定の必要性

国では平成 27 年に都市農業振興基本法を制定し、人口減少に伴い農地転用の必要性が低下してきたことや、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待が高まったことなどを受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換された。また、同年に閣議決定された国土形成計画において、農地を含む緑地などの生物の生息の場や、良好な景観形成、雨水流出抑制といった多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や地域づくりを進めるグリーンインフラの取組みを推進することが定められた。

一方、本市では、令和 3 年に策定した「岐阜市農業振興ビジョン」において、都市農地は特産農作物の栽培に適していることなどから、生産緑地制度の導入を検討することが位置づけられるなど、都市農業の振興の観点からもその保全への期待が高まってきた。

本市の都市計画としても、こうした関連法令等の制定や都市農地の多面的な機能の見直しを踏まえ、令和 4 年 3 月に策定した「岐阜市都市計画マスタープラン」及び「岐阜市緑の基本計画 2022」において、防災機能の確保や安らぎのある生活環境の形成を図るため、市街化区域内農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区活用の検討を位置づけるとともに、今年度より指定を開始することとした。

生産緑地地区の指定については、都市計画協力団体等による都市計画提案に基づき進めることとし、令和 4 年 8 月には「ぎふ農業協同組合（以下、JA ぎふ）」を生産緑地地区に関する都市計画協力団体の指定を行った。指定に基づき JA ぎふにおいて、農地所有者等を対象に生産緑地地区に関する説明や指定への意向確認や同意書を取りまとめ、令和 4 年 9 月 7 日に市橋、島など 18 地区の農地（面積約 2.5ha）について生産緑地地区の都市計画決定の提案が本市に提出された。

提案された各農地については、岐阜市農業委員会の協力のもと、それぞれ一団で 500 m²以上の農地であること、全ての土地所有者等の同意が得られていること、また、農地として適正に管理がなされているとともに、今後も継続的な営農が見込まれることなど、所定の要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、生産緑地地区として良好な都市環境の形成に充分資することができるものであるため、岐阜都市計画生産緑地地区の決定を行うものである。